

中国からの不法移民 —香港への密航を中心に—

愛 みち子
(共立女子大学 非常勤講師)
michiko_ai@hotmail.co.jp

目次

はじめに
中国からの出国について
香港への入境について
蛇頭について
まとめ

.....

はじめに

中華人民共和国から外に流出する不法移民について、香港への渡航状況と背景を手掛かりに述べるのが、本報告の目的である。

不法移民について、断片的な情報に触れることは多い。しかし全世界におそらく発生しているであろう中国からの密入国について、全体として把握した研究はないだろうと思われる¹。

研究調査をするにあたって、送り出し地である中国が問題を認識し、研究調査に着手するのが有効であるが、当面実現しそうもない。従って研究のほとんどは中国以外の国に住む、関心を持つ研究者かジャーナリストの手によって、状況が説明されているのが現状だと思われる。

本報告においては、極めて限定的ではあるが、中国から香港へのおびただしい数の移民現象の中で、密航がどのように行われているかを見ていきたい。それによって、全体的規模は測りかねるが、密航を行う側の動機やきっかけに注目し、「中国人にとって密航するとはどのようなことか」について、理解を深めたい。

注意したいと思うのは、密航行動の不法性や暗黒世界にばかり着目しようとするのではなく、私たちが考える「密航」の印象とは異なる認識が、当事者に見られる点を重視し、密航が起り続ける背景として考えたい、ということである。

¹ 実態を把握しやすいのは、標的となる国の出入国を管理する部門であるから、殊によると、当局の国際的な協調によって共同調査などがあるかもしれない。

中国からの出国について

「2009年、中国人の日本向け個人旅行が緩和され、中国人にとっては20カ国以上の国に個人で旅行できることになる。」このような報道は、あたかも中華人民共和国（以後「中国」または「大陸」）の人民が随意に海外に出かけることができるかのような印象を与える。確かに大陸の中国人の海外旅行の需要は増し、実際の渡航数も増し、渡航を可能にする条件も少しずつ緩和されている。

しかし実際状況では、大陸にすむ中国人にとって、依然として海外へ赴くことは容易いことではない。

中国公民の出国には、当局の許可が必要で、パスポートの請求と発行がそれにあたる²。次に渡航先国の政府が発行する査証（ビザ）を必要とする。この2段階の手続きについては、他国の場合と同じである。しかしそれぞれの段階の詳細な基準、ルール、必要書類などが明白でない。パスポート取得については法律に明記があるものの、実際は住所地、身分、人的コネクションの有無、時期などによって異なる。査証に関しては、中国と相手国との2国間の協定によって定まるが、相手国公館に雇われた中国人担当者の裁量に任されることも多く、それは中国政府の要請であるという³。これらの中国公民が中国を出国する際の手続きを見ていくと、一人の出国に何重ものチェックが働き、自然と出国が制限される構図になっていることがわかる。「中国人の個人旅行が自由化される」と報道される段階にあっても、「自由な旅行」をめぐる事務手続きはこのよう

²中国の法律では、

中华人民共和国公民出境入境管理法 第二章 出境 第六条 居住国内的公民经批准出境的,由公安机关出入境管理部门发给中华人民共和国护照,并附发出境登记卡。

国民の出境について、比較として日本の法律では、

出入国および難民認定法 第七章 日本人の出国及び帰国（日本人の出国） 第六十条 本邦外の地域に赴く意図をもって出国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。 2 前項の日本人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

³ 現地在住日本人への聞き取り調査による。（2008年）

なレベルにある。

かつてより中国人にとって一般的であった団体旅行については、依然として「逃亡を防ぐ」目的の習慣が健在である。旅行会社に納める「保証金」が代表的なものである。人気のある国へ行くには、大抵日本円で数十万円の「保証金」を支払えることが、旅行参加の条件であるから、その資力がなければ短期の団体海外旅行も参加できない。

このような条件によって合法的な渡航が制限されている以上、海外渡航への需要がすべて満たされることはない。そこで非公式、非合法的な方法で中国を出国、外国への入国する方法が取られるのである。つまり非合法的手段への需要は、中国政府が合法的手段の枠や条件を狭めれば狭めるほど高まる。ここでは密航の違法性よりも、合法渡航のしにくさが最も強調されなければならないと考える。

ところで、中国を世界規模の制度に組み込んでいこうという時代にあっても、中国国内でこのような移動制限が行われていることは、意外に知られていない。外国人は「自分たちが中国国内でどのように管理されるか」について高い関心を示すけれども、「中国人がどのように管理されているか」への関心は薄いようである。

香港への入境について

香港は中国大陸の陸続き、広東省の一部、珠江が東シナ海に流れ込む河口に位置する、約 1 万平方キロの地域である。1840 年の阿片戦争以後、イギリス統治がなされ、段階的に統治地域を増して、約 100 年間、現在の香港の範囲を保ってきた。

実質的には明らかにイギリスの植民地政府が治めてきたが、中国の姿勢はわかりにくいものであった。中華人民共和国政府の香港の扱いは、表向きは一貫して阿片戦争以後に結ばれた条約は、清国政府が強制された「不平等条約」として、イギリスによる香港の支配は認められないとしてきた。⁴しかし中国が自ら積極的に香港を回収しようとしたことはなかった。他方イギリスにとっては、一貫して国際法上有効な条約に基づいて、統治が行われたとしている。⁵

したがって香港は、中国にとって国内でもあり国外でもあるという、複雑でわかり

⁴ この点については様々な議論が連続する。例えば「1949 年になぜ共産党は香港を解放しなかったのか?」「香港をめぐる中英の直接交渉はなぜ 1980 年代まで持たれなかったのか?」「中港境界の扱い、中国から香港への出境はなぜ厳しいのか?」など。香港をめぐる問題の複雑さや微妙さ、または中国政治の両面性を説明するトピックでもある。

⁵ 国際法に忠実であったイギリスの姿勢が、逆に香港返還につながったと見られる。香港の 9 割にあたる新界の租借期限が満了するのを前に、イギリス側から中英交渉を持ち寄った形である。

にくい位置づけだった。中港間の往来は、第二次大戦以前はかなり自由であったと言われる。戦後になって世界が冷戦構造となったとき、中港境界もその様相を呈した。境界が厳しく管理され、中国から香港への移民は、入境枠制度によって定数が許されるのみになる。

中国で改革開放が始まった1979年、中国から香港への片道入境許可証である「単程証 (One-way Entry Permit)」が発行され、中港間の正式な合法移民の制度となる。人数は80年代は1日75人、90年代に100人以上となり、95年以降は1日150人となっている。

ちなみに、中国から香港へ移動する際に使われる旅行文書は、片道用の「単程証」の他に、往復の許可である「双程証」がある。これは短期の旅行用に発行するものであるから、単程証よりは簡単に取得できる。これを使って香港に入境し、そのまま滞留している超過滞在者も一般に「不法移民」として扱われる。

華南における移民行動に関係することで、特筆すべき制度が香港にあった。「タッチベース」政策という、不法移民に対して場合によっては居住権を与える制度である。中国からの不法移民は、香港への海路または山越えを水泳、小型船舶、徒歩などの手段で体力の限りにやってきて、香港に密かに入境した。香港側では、これらの不法移民が中国との国境付近の新界地区で発見された場合は、送還の対象となった。しかし中心部までたどり着いた場合は、入境處への出頭や登録など正規の手続きを経て居住権が付与された。この政策を「タッチベース政策 (touch base policy, reach base policy, 抵壘政策)」と呼ぶ。この制度は香港政庁によって正式に政策として採用され、年間数万人の規模になり、1979年には11万人とあまりにも対象者が増えたため、1980年に廃止された。

このような制度がイギリス属領であった香港で、主に大陸の中国人を対象に取られていたため、華南、とりわけ広東省、次いで福建省には、密航してでも香港に入境する堂々たる動機を与え、挑戦する価値のある冒険と映ったのではないだろうか。大陸を出發するときは違法の移民でも、「タッチベース」に成功すれば、合法移民となれたわけだから。

これらの密入境者は、中国側から泳いで香港沿岸に到達するものが多かった。移民自身が多くは若い男性であった理由にもよる。以下は1980年に31歳の時に香港に密入境した経験者の言葉である。

…「私は泳いで香港に来た。そんなことを目論んだことはなかったが、友人たちが蛇口から香港まで泳いでどんな所か見に行こうと誘ってきた。私は命懸けで泳いだ。5時間後に香港に着いた時、何も、お金も持っていなかった。その上知人もいなかったが、今から思うと易しいことだった。捕まらずに入境處まで行かれれば、IDカードをくれたのだから。」… (SCMP, 95/5/28)

約 5 時間必死に泳いで来ることが可能なのは、確かに頑強な人間だけであろうと察しがつく。その上すがすがしい青春談か成功談のような言葉になるのは、香港入境に夢と成功を託す当時の気分が表れているのだと思う。

中国で発行される正式旅行文書について説明するとき、当局の汚職の問題を避けることはできないだろう。

単程証と双程証の発給の手順は以下である。申請者は住所のある地域の小区（居委会または村委会）に申請する。その後県級市から地級市、というように広域を管轄する上級機関へと移り、最終的に公安局長の許可とサインで発給される。

多くの機関と大勢の担当者の手を経るので時間がかかる。また申請の受理や順番について明確な基準も不明である。ゆえに、申請者にもたらされる結果もばらつきがある。典型的な当事者の声はこのようなものである。陸氏は「妻の申請は 10 年かかってやっと通ったのに、2 人の子供は 2 年で来ることができた」と言い、林氏は「当事者たちにも入境許可の審査基準がわからない」と言う。（『香港経済日報』、97/8/16）

自ら申請した場合は、発行まで通常 2～3 ヶ月かかるという。短縮するためには高額の手数料を支払って政府の旅行社を経由して手続きをするか、伝手を頼って関係部門の役人に個人的に働きかけるという。それらの方法で 1 ヶ月ほど短縮されるという⁶。

関係部門の融通で手続き期間が短縮できる状況に、汚職がまかり通る余地がある。汚職状況については確固たる証拠を提示することはできないが、複数の経験者からの聞き取りによると、最低一件につき 1000 元程の現金を出入境を管轄する公安局の役人に渡すのが通例であるという。この時あらゆる伝手を駆使してなるべく高い地位にいる人を紹介してもらうという。そうすることで手続きに要する時間が短縮されるのが常識であり、役人へ賄賂を支払う側もいわば一定の価格を支払って時間短縮というサービスを買う感覚に到っている。汚職が容易には絶えない所以であると思われる。

Siu によれば、合法、非合法を含めた中国から香港への入境者は、1950 年代は約 40 万人、60 年代には約 12 万人、70 年代は約 50 万人、80 年代は約 30 万人、90 年代は約 40 万人、1950 年から 2000 年までに中国から香港に単程証をもって合法的に移住したのは約 172 万人になるという。⁷

蛇頭について

⁶ 2001 年 4 月、福建省石獅市の住民からの聞き取り調査より。

⁷ Siu, Yat-ming, “New Arrivals: a new problem and an old problem” in Chow and Fan eds., *The Other Hong Kong Report 1998*, 201-228

地続きの中国と香港の間には海路と陸路がある。第二次大戦後は中港間の自由な往来は許されていないのだが、密入境が絶えたことはない。

海路でも陸路でも、闇の密入境ビジネスがあり、多額の報酬で請け負っているといわれる。請け負う側は一般に「蛇頭」と呼ばれる。これは広東語で密航者を蛇になぞらえ、密入境者を「人蛇」と表現するため、密入境者のガイドという意味である。同様に「小人蛇」は不法児童移民で、「蛇船」は密航船である。「蛇頭」という言葉には非合法の行為が連想され、マフィアと同じ意味だと考え易いが、必ずしもそうではない。「蛇頭」の段取りは、中国沿岸からアメリカやヨーロッパまで地球を半周するほどの移動を手配することもあれば、たった1ヶ所の出入境チェックポイントをごまかして通過する手配まで、規模は大小ある。小さな手配の場合は、他の職業を持つ人が、手数料目当てにアルバイトをする感覚で、危険を冒して請け負う場合もある。

海路の密入境については以下である。海路が密入境の最も多いルートであるという深センの役人の情報もあり(HKS、97/7/28)。一般的な密航方法であると考えられる。

密入境のルートは、多様化していると見られる。香港がタッチベース政策を採って、中国から体力の限りに密入境を図った男性が多かった1980年代以前は、泳いで香港到着するルートが多く、比較的近距離を取らざるを得なかった。しかしタッチベース政策が1980年10月に終わり、それから返還前後はボートを使っての密航となり、ルートも長距離を取るようになってきている。1978年の報道レポートによれば、ルートは香港新界の東岸を目指す大鵬湾(Tai pang wan)と、西岸を目指す后海湾(Deep Bay)がある。ジャンクによる密航がそれらのルートの外側を取っていた(FEER、78/12/29)。しかし2001年の報道によれば、ジャンクによる当時のルートはもはや最も近距離のものとなり、さらに遠く香港から100km余り離れた汕尾からボートを走らせるルートまである(『太陽報』、01/7/24)。

密航ルートの多様化は、移動手段、船舶の多様化と関係があるらしい。最も外側のルートとされる中国広東省汕尾市から香港九龍東岸の西貢へのルートは、直線距離でも100km以上あり、やや外海を通ることになり、漁船を用いるという。中国広東省惠州市澳頭から西貢へのルートは、島の多い広東省の沿岸を通ってくるため、大型、中型の高速船を使うという。広東省深・市の南に突き出た半島の香港側の南澳から西貢へのルートは、内海を通ってくるため、快速艇を用いるという。深・市から香港の西岸に着く近距離ルートは、皆漁船か内河船であるという(『太陽報』、01/7/24)。様々な船舶によって様々なルートが開拓されたとみることもできよう。

移民が子供や女性の場合、多くは密航には手引きを頼む。蛇頭を頼らずに密入境するのは難しいといわれる(SCMP、97/7/6)。密航にかかる費用は数千ドルから数万香港ドルと言われる(『蘋果日報』、97/7/5)。以下は、上記引用部分の男性の妻の経験談である。

…私は今まで6回不法に香港入境をした。毎回約3,000香港ドル(日本円で

4万円前後)の費用がかかった。…私は上の2人の子供を連れて深・に近い蛇口からスローボートに乗った。たったの1,000香港ドルだったが、5時間もかかった。酷い旅程だった。他の4人の女性と一緒に船底の木のふたの下に隠れていたのも、息の詰まる所でうるさかった。涼しくするため、蛇頭たちは紙のうちわをくれた。海上警察を避けるためにボートは止まっていたから、私はそこら中に吐いた。子供たちは「心配しないでお母さん。もうすぐお父さんのところに行けるから」と言った。別の時は1時間で着くスピードボートを何度か利用した。たいてい深夜に出発して、蛇頭はほとんど、ドアツードアのサービスを提供した。時には香港に着いたところにタクシーが待っていた。香港へ行くのを助けてくれる人を探すのは容易なことだ。村の中を聞いて回れば、必ず他の誰かと乗合になるよう準備をしている人が深・にはいる。最大の問題は警察で、制服を見るたびに心臓がドンドン打った。…(SCMP、95/5/28)

陸路の密入境ルートは、鉄道が通っている地点の羅湖口と、車道が通っている皇崗口、道路が通っている文錦渡と沙頭角口であるという。羅湖口は山を登り、網柵を登って越える。皇崗口は車両の中に身を隠して通り抜ける。文錦渡と沙頭角口は山を登って入境するという(『太陽報』、01/7/24)。

この中でよく知られているのは、境界上の最も東の地区、沙頭角である。中港境界は二重構造になっている。沙頭角地区の実際の境界は沙頭角河と中英街(中国側は深港街に改名)である。その外側にさらに出入りが制限される境界がある。香港側は境界から500mないし2km内側に「禁区界線(Closed Area Boundary)」が引かれ、約6000人の住民と被招待者しか出入りできない。密入境者対策として1952年から1994年まで夜間外出禁止令がしかけていた(SCMP、94/7/8)。中国側には検問所から出入りする沙頭角保税区⁸がある。密入境者は中国側から保税区に入り、出入り自由な中英街を横切り、監視の薄い場所を選んで香港側へ進入していく。手引きを頼んだ場合、蛇頭が陸路密入境者を導く時の通路としても知られている(『蘋果日報』、97/7/5)。

陸路ルートの変化については不明である。陸路自体は以前から利用されている。返還後は摘発された数のみを見ると、海路よりも多い(『太陽報』、01/7/24)。陸路も海路同様、移動ツールの多様化が影響していると考えられるのは、皇崗口の車両を利用した密入境である。中港間の経済的つながりが強まり、特に製造拠点が中国側にシフトするにつれて、境界を行き来する車両数も種類も増えた。人が隠れる場所も増えたと考えられる。

⁸ 沙頭角保税地の潜入レポート、山上太郎(仮名)「沙頭角怪しく眠わう新界のベルリン」、『月刊香港通信』No.50、96/6/1:20-21を参照した。

蛇頭の手引きによる密出入国は、世界中にあらゆる方法で人を運んでいると見られる。2000年6月イギリスで発覚した密入国事件では、密入国団58人が中国、ロシア、東欧、中欧を通過して、イギリスに入国していたことが明らかになった(『読売新聞』など各紙、2000/6/23,)。このルートはすでに「密航のシルクロード」として知られている。中国人が目指すのは各地のチャイナタウンであるが、イギリスロンドンのチャイナタウンには、毎月400~500人の新たな中国人が到着しているという。手引き料は一人約250万円だという。2000年10月に香港の貨物港で発覚した事件では、密航者が隠れていたコンテナはアメリカ西海岸行きであった(『明報』、2000/10/19)。2003年1月に中国で裁かれた密航事件では、首謀者の被告は1998年から2年余りの間に、38回に分け、713人の中国人を貨物船で海外に密航させたことが明らかになった(『朝日新聞』、03/1/8)。そのうち138人がカナダへ、残りが日本に向けた密航であったという。手引き料金は一人約255万円だという。

まとめ

本報告では、中国からの不法移民の背景をみていった。現代中国の移民をめぐる状況をみていくと、そこには中国政府による中国公民の移動をコントロールする政策があり、大きな行政組織の弊害があり、中国の行政事務の特徴、決められたルールや手順に従って事務が行われるというよりも、組織の力関係や個人的つながりが優先される等、が反映されていた。

不法移民はそれ自体単独に存在するというよりは、このような中国の状況によって必然的に絞られる合法移民の枠ではすくいきれない、潜在的な移民要求を満たすような形で発生することがわかる。

合法移民に関しても、行政事務の複数の局面において、汚職や個人的裁量が入り込む余地があり、合法的なルートをとった違法行為であるケースの存在も否定できない。

従って、個々の移民に対して「合法であるか不法であるか」という区別や問いが、日本にいて考えるような決定的な黒白の別にあるのではないだろうと想像できる。このような動機や背景、その上どのような手段であっても移動するという独特の感覚によって移動を行っていく以上、やすやすと国境を越えていくことが想像できる。

さらに、蛇頭という先導とネットワークの存在や、タッチベース政策による移民動機への刺激や、乗り物などの技術の向上や、グローバルイゼーションの進化による情報の得やすさなどは、中国人の「自由な」移動を進めるものである。

本稿では移民の動機についてほとんど触れていないが、軽視するものではない。例えば蛇頭との関わりあいにおいて、華南における移民状況や背景、歴史、制度などにつ

いて、考えていく必要があると思う。別の機会に検討したい。

その他の参考資料

< 公的文書 >

中華人民共和国政府ウェブページ (<http://www.gov.cn>)

香港特別行政区政府ウェブページ (<http://www.gov.hk>)

日本政府法令データウェブページ (<http://law.e-gov.go.jp>)

< 書籍 >

愛みち子『香港返還と移民問題』（東京：汲古書院、2009年）

森田靖郎『蛇頭と人蛇—中国人密航ビジネスの闇』（東京：集英社、2001年）

Keefe, Patrick Radden, *The Snakehead; an epic tale of the Chinatown underworld and the American dream* (NY: Doubleday, 2009)

Chin, Ko-Lin, *Smuggled Chinese; clandestine immigration to the United States* (Philadelphia; Temple University Press, 1999)